

## 別紙第2

### 職員の給与に関する勧告

職員の給与について、次の措置をとることを勧告する。

#### 第1 平成17年の給与改定のための関係条例の改正

##### 1 職員の給与に関する条例（昭和26年条例第3号）の改正

###### (1) 給料表

現行の給料表を別記第1のとおり改定すること。

###### (2) 諸手当

###### ア 初任給調整手当について

(ア) 医療職給料表(1)の適用を受ける医師及び歯科医師に対する支給月額を306,900円とすること。

(イ) 医療職給料表(1)以外の給料表の適用を受ける医師及び歯科医師で、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする職にあるものに対する支給月額の限度を50,000円とすること。

(ウ) 獣医学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるものに新たに採用された職員に対し、月額30,000円を超えない範囲内の額を、採用の日から6年以内の期間、採用の日から1年を経過するごとにその額を減じて支給すること。

###### イ 扶養手当について

配偶者に係る手当の月額を13,000円とすること。

###### ウ 勤勉手当について

(ア) 6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.725月分(特定幹部職員にあっては、それぞれ0.925月分)とすること。

(イ) 再任用職員については、12月に支給される勤勉手当の支給割合を0.4月分(特定幹部職員にあっては、0.5月分)とすること。

##### 2 任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年条例第4号）の改正

(1) 現行の給料表を別記第2のとおり改定すること。

###### (2) 期末手当について

12月に支給される期末手当の支給割合を1.75月分とすること。

### 3 任期付職員の採用等に関する条例（平成14年条例第67号）の改正

- (1) 現行の給料表を別記第3のとおり改定すること。
- (2) 特定任期付職員の期末手当について  
12月に支給される期末手当の支給割合を1.75月分とすること。

## 第2 給与構造改革のための関係条例の改正

### 1 職員の給与に関する条例の改正

#### (1) 給料表

第1の1の(1)による改定後の給料表を別記第4のとおり改定すること。

新給料表への切替えは、別記第5の切替要領によること。

#### (2) 昇給制度について

昇給制度について、次のように改めること。

ア 職員の昇給は、人事委員会規則で定める日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績等に応じて、人事委員会規則の定めるところにより行うものとする。

イ アの場合における昇給の号給数は、アに定める期間の全部を良好な成績で勤務した職員の号給数を4号給（(1)による改定後の行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの及びこれに相当する職員として人事委員会規則で定めるものにあつては、3号給）とすることを標準として人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。ただし、55歳（人事委員会規則で定める職員にあつては、56歳以上の年齢で人事委員会規則で定めるもの）を超える職員を昇給させる場合の号給数は、アに定める期間の全部を良好な成績で勤務した職員の号給数を2号給とすることを標準として人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。

ウ 職員は、その属する職務の級における最高の号給を超えて昇給しないものとする。

エ 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならないものとする。

#### (3) 地域手当について

ア 職員の給与に関する条例第9条の2の規定による調整手当を、次のとおり、地域手当に改めること。

(ア) 地域手当は、地域における民間の賃金水準を基礎とし、物価等を考慮して人事委員会規則で定める地域に在勤する職員に支給すること。

- (イ) 地域手当の月額、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に、次の表に掲げる地域手当の級地の区分に応じ、同表に定める支給割合を乗じて得た額とすること。

級地	支給割合
1級地	100分の18
2級地	100分の15
3級地	100分の12

- (ウ) 地域手当の級地は、人事委員会規則で定めること。
- イ 地域手当の特例は、次のとおりとすること。
- (ア) 医師及び歯科医師に係る特例  
職員の給与に関する条例第9条の3の規定による調整手当を地域手当に改め、1級地及び2級地に係る地域以外の地域に在勤する医療職給料表(1)の適用を受ける職員には、当分の間、アにかかわらず、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に100分の15を乗じて得た月額の地域手当を支給すること。
- (イ) 異動した職員等に係る特例の廃止  
職員の給与に関する条例第9条の4の規定による調整手当を廃止すること。
- ウ 地域手当を算出基礎とする給与については、調整手当における取扱いと同様とすること。

- 2 任期付研究員の採用等に関する条例の改正  
第1の2の(1)による改定後の給料表を別記第6のとおり改定すること。
- 3 任期付職員の採用等に関する条例の改正  
第1の3の(1)による改定後の給料表を別記第7のとおり改定すること。

### 第3 改定の実施時期等

#### 1 改定の実施時期

この改定は、この勧告を実施するための条例の公布の日の属する月の翌月の初日(公布の日が月の初日であるときは、その日)から実施すること。ただし、第1の1の(2)のアの(ウ)、ウ、2の(2)及び3の(2)、第2並びに第3の2の(1)から(4)までについては、平成18年4月1日から実施すること。

## 2 経過措置

### (1) 差額の支給

ア 第2による改定後の給料表の適用の日（以下「切替日」という。）における給料月額が切替日の前日において受けていた給料月額に達しない職員に対しては、その者の受ける給料月額が同日に受けていた給料月額（給料表の適用を異にして異動した場合その他の人事委員会の定める事由に該当する場合にあっては、人事委員会の定める額。以下「切替前給料月額」という。）に達するまでの間、切替前給料月額とその者の受ける給料月額との差額に相当する額を支給すること。切替日以後に新たに給料表の適用を受けることとなった職員のうち、任用の事情を考慮して上記の差額に相当する額の支給を受ける職員との権衡上必要があると認められる職員についても、これに準じて差額に相当する額を支給すること。

イ アの差額に相当する額は、職員の給与に関する条例の規定の適用については、同条例に規定する給料に含まれるものとする。

### (2) 昇給に関する特例措置

平成18年4月1日から平成22年3月31日までの間における第2の1の(2)の昇給については、第2の1の(2)のイ中「2号給」とあるのは「1号給」と、「3号給」とあるのは「2号給」と、「4号給」とあるのは「3号給」とすること。

### (3) 地域手当の支給割合の特例措置

平成18年4月1日から平成22年3月31日までの間における地域手当の支給割合については、第2の1の(3)のイの(イ)中「支給割合を」とあるのは「支給割合を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を」とし、第2の1の(3)のイの(ア)中「100分の15」とあるのは「100分の15を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合」とすること。

### (4) 異動した職員等に係る調整手当の特例に係る経過措置

平成18年3月31日において職員の給与に関する条例第9条の4の規定による調整手当の支給を受ける職員に対しては、第2の1の(3)のイの(イ)にかかわらず、なお従前の例によった場合に同日において受ける調整手当が支給されることとなる期間に限り、廃止前の当該調整手当の例により、地域手当として支給すること。

### (5) その他所要の経過措置

(1)から(4)までに掲げるもののほか、この改定に伴い、所要の経過措置を講ずること。